

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日

南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	八木町南地域 (本郷、柴山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月31日 ~ 令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・JR西側の開発により相対的な変化が著しいエリアであり既存住民の平均年齢は非常に高くなり、後継者も地元を離れ戻ってこない状況である。転入者は増加しているが農業経営とは無縁で今後の農業経営の目処は立っていない。

・各個人の農業従事者が多く、現在も耕作はしておりその一部は後継者があり作物を栽培できているが、他の一部は作物を栽培できる状態ではなく、農地及び畦等の草刈りをして維持に務めているのが現状である。

・圃場整備が行われていない農地が多く存在し、担い手に農地を預けることが困難な状況である。農業者の平均年齢も高く、今後遊休農地が増える可能性があり、地域住民間の話し合いで管理していけるかが課題である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・地域住民内で農業を担う者への再分配を含め、地域内で条件整備を実施し農地を利用していく体制の構築を図る。

・地域農業の現状及び課題でも述べたとおり、耕作者が個人農業従事者で高齢者であり、現状を維持するのみである。そのため、国や地方自治体、農協等に例えば低価格での農業耕作者の斡旋及び農機具等の低価格リースの施策を検討していただきたい思いがあり、行政の補助事業等を活用し活路を見出していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現状農地の集積・集約を進めることは難しいが今後検討していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
個人農業従事者が主であり担い手が不足しているため、現状機構を活用した農地の集積・集約を進めることは難しいが今後検討していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針※
事業の説明を行政から受け、事業内容を把握した上で検討していきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
個人農業従事者が主体であり現状を維持することが精一杯なところではあるが、多様な担い手の確保を必要に応じて行っていきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
低価格で農作業委託できるサービスを行政、農協等に求め、実現されれば活用を検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ・シカ等の獣害被害を最小限にするために防護柵・防護ネット・電柵等を設置しているが、もう少し低価格のものを求め、個人農業従事者等も気軽に活用をして獣害被害防止に努めたい。また、行政の森林から鳥獣が下りてこないような処置や施策を活用したい。